

《 個人事業開業についての基礎知識 》

○個人事業の開業時必要書類

【 開業前 】

- ・金融機関（融資を受ける場合）
事業計画書（自己資金は事業計画資金の3割ぐらいが望ましい）
- ・保健所の届出

【 開業後 】

『提出期限』

青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで

（その年の1月16日以後、新たに事業を開始する場合は2ヶ月以内）

- ・税務署（必須）個人事業の開業・廃業等届出書
（必須）給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出
（給料を支払う場合）
（必須）青色事業専従者給与に関する届出手続
（同一生計親族に給料を支払う場合）
（任意）所得税の青色申告承認申請書
（任意）所得税のたな卸資産の評価方法の届出書
（任意）減価償却資産の償却方法の届出書
（届出を出さない場合は定額法）
（任意）源泉所得税の納期の特例の承認に関する届出書
- ・都道府県（必須）事業開始等の届出書
- ・市区町村（必須）事業開始等の届出書

☆開院場所について

- ・接骨院を開院する際の場所につきまして

接骨院は保険診療が主な収入源となりますので基本的には、60歳以上の高齢者が多く居住する地域が好ましいです。

開業を検討したい場所が見つかりましたら、地元の市区町村に行き市区町村にて分析・把握している人口分布図を閲覧することが可能です。

（分析・把握していない市区町村があるかもしれません。）

また、自賠責保険収入や帰宅者の保険診療をつかむには、大きな会社や工場などからの帰りの道路通行車線上に開院すると有利です。

☆金融機関からの融資について

近年、接骨院の開業をするにあたりましては同業種が全国的に多くなり廃業件数も増えていることから金融機関からの融資審査が厳しくなっています。

事業計画資金のうちの自己資金割合は今までは2割ほどでも審査は通っていましたが、最近では3～4割必要と言われることもあります。

この差は金融機関の融資担当者や保証協会担当者との面接時にどれだけ事業の計画性や事業見込みを各担当者に話せるか等により差をうめることができます。

開業に係る融資金額を減らすために機械についてはリースを利用するなどの工夫が必要です。

☆現金管理の重要性

現金管理は商売をおこなううえで一番大切にしなければならない管理の一つです。

まず、日々の売上高は経費を差し引かず、そのまま通帳へ入金するようにしましょう！これは、日々の売上をそのまま入金することで日々の売上金額に漏れがないことを証明することにもなり同時に現金ミスも少なくなってきます。

こういう管理を税務署は見ていますので、現金管理がしっかりとしていると他の取引も怪しい目で見られなくなります。

また、売上用の現金と手許の経費用の現金（小口現金といいます）を分け、小口現金は事業主以外が管理し、現金残高を2人のスタッフが記入・管理（各1名）、確認（2名）をおこなっていくことでスタッフにも責任感が芽生え、他の管理も出来ていけるようになります。

後々に店舗を増やしていくような時から任せていくのではなく、最初からおこなうことが肝心です。

☆減価償却費の選択について

個人事業を開業しましたら、税務署へ開業届などの各種届出書の提出が必要になってきます。その中で提出が任意なのが『減価償却資産の償却方法の届出書』です。

減価償却には主に『定額法』と『定率法』があり、この届出書を提出しないと原則の『定額法』になります。開業当初は患者数も少なく新しく購入した備品関係が多く、ほとんどが赤字になるため節税効果の高い『定率法』を選択すると通常よりも赤字額の多い決算書となってしまいますので、開業の月が何月かになるかによりますが初年度は定額法にしていくことも検討した方がいいです。ちなみに減価償却は個人事業では必ず法定金額を償却していかなければいけません、法人では減価償却費の計上は任意となります。また、この赤字額を次年度以降の黒字の時に相殺できるようにするには青色申告の届出も必要になります。

開業当初は2ヶ月以内に定額法か定率法を届け出することで初年度から適用することができますが、2年目以降は翌年度から適用したい届け出を前年度中に届け出をしないといけませんのでご注意ください！

☆機械の購入又はリースについて

	購入	リース
所有者	購入者	リース会社
売却	売買できる	売買できない
保証料	【融資を受ける場合】 信用保証料が基本的に必要	本人以外の保証人が必要
利率	低い (利率は金融機関により異なる)	高い
固定資産税	課税の対象	所有者に対して課税 使用者には課税の対象外
経費	定額法又は定率法を選択できる 定額法：毎月均等 定率法：初年度の償却が多く、だんだん償却額が少なくなる	残存価額0円の定額法
支払後	そのまま	リース期間終了後は再リース又は買取を選択できる。

☆帳簿の重要性

帳簿は税金を計算するために作成していると思われる方が多いかと思いますが、帳簿とは商売の儲かり具合を把握するために発展してきて、ここに課税の公平をするために一定の基準をつくり、そこに税率をかけて税金を納税しているものです。

このように帳簿とは自己の把握を第一の目的とし、ここを疎かにしていると自己の経営状態が分からずに経営をおこない、利益が出ているのに資金が足りなくなったり自分が思っているよりも利益が出ていないが生活費はそれ以上出ている等の悪循環が生まれ、いずれは倒産してしまうこととなります。

☆決算書は通信簿です

法人でも個人でも決算書は必ず作成します。最初の開業時には、事業計画により今後の見込みで金融機関等から融資を受けることができますが、開業後は経営成績である決算書の評価で今後の融資が可能かどうか判断されていきます。

経営成績が悪い会社や事業者金融機関などが低い利率で貸してくれるということは決してありません。経営成績が悪いほど、条件として出される金融機関などからの融資利率は逆に高くなってきます。

このように決算書は非常に重要で、利益を多く出すために上記で説明しました減価償却方法を『定額法』にするのがいいのか、新規の融資をとりあえず必要としないのであれば節税効果の高い『定率法』を採用して資金が残りやすくしていくのかなどの計画性が必要となってきます。